



柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

Yanagisawa Accounting Firm TEL: 0266-72-5060 FAX: 0266-72-5063

2022年 経営革新 新春WEBセミナー 開催しました

新春恒例となりました『経営革新新春セミナー』を、昨年に続き Zoom を使ったオンラインセミナー形式で開催しました。お忙しい中、多くの方にご参加いただきまして、ありがとうございました。

今回は3部構成で「改正電子帳簿保存法～令和4年1月から帳簿保存や請求書等の保存方法がこう変わる～」 「インボイス制度～先手必勝！消費税対応はまず事業者登録から～」 「人事労務関係精度改正～育児・介護休業法、パワハラ防止法、65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置等～」というテーマで講演をさせていただきました。

今回の講演で扱った電子帳簿保存法・インボイス制度については、ほぼ全ての企業に影響が出てくる制度となります。時間的にはまだ少し猶予がありますが、準備には相当の時間がかかることが見込まれます。出来るだけ早期の対応を検討していただければと思います。



確定申告の資料準備ご協力をお願い



今年も所得税確定申告の季節がやってまいりました。

確定申告の受付開始は令和4年2月16日(水)となります。ご多忙の中恐れ入りますが、早期の資料準備のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する納税猶予制度があります。国税の猶予制度は、一時に納税をすることにより事業の継続や生活が困難となる時や、災害で財産を損失した場合などの特定の事情があるときは、税務署に申請することで、最大1年間、納税が猶予される制度です。

特例猶予が認められると、猶予期間中の延滞税は軽減（通常 年 8.7%⇒ 軽減後 年 0.9%）されます。納税猶予には要件もありますので、申請を希望される場合には担当者までお尋ねください。

～遺産分割協議書～

前回までは、遺言書について確認をしてきました。今回は、遺産分割協議について確認します。

■遺産分割協議書とは？

遺言書がない場合や法定相続によらない場合は、相続人全員で話し合って遺産分割方法を決めます。しかし、多数決というわけにはいかず、相続人の一人でも欠けた遺産分割は成立しません。遺産分割協議によって相続人全員の合意が得られたら、その内容をまとめた遺産分割協議書を作成します。遺産分割協議書は、遺産分割協議で合意した内容をまとめた書類になります。

後日争いが起こるのを避けるためにも、その内容を遺産分割協議書という形で残しておくことが好ましいです。



■遺産分割協議書作成の流れ

1. 相続人を確定させる。

相続人を確定させるためには、被相続人の戸籍謄本などを取り寄せて確認します。

2. 被相続人の財産を確定させる。

被相続人が所有していた財産を調べて確定させます。財産は預金・不動産等のプラスの財産だけでなく、借入金等のマイナスの財産もすべて把握することが必要です。

3. 遺産分割協議を行う。

相続人全員で遺産をどのように分割して相続するか話し合いを行います。

遺産分割協議が相続人の間で合意できなければ、家庭裁判所の調停委員会が加わる遺産分割調停を行います。合意できない場合には、家庭裁判所が遺産分割を決める遺産分割審判となります。

4. 合意内容を記載した遺産分割協議書を作成する。

■遺産分割の3つの方法

現物分割	一般的によく行われる分割方法で、不動産はAに、預金はBに、その他の財産はCにというように、どの相続財産を誰が相続するかを現物によって決める方法です。やり方は簡単ですが、相続人間で不公平が生じる可能性もあります。
換価分割	たとえば、不動産のみが相続財産である場合、その不動産を売却して、売却額を相続人間で分ける方法です。有価証券も同様です。換価分割のデメリットは、売却時に譲渡所得税が課税されたり、処分に費用がかかる点です。
代償分割	一部の相続人が相続財産を法定相続分以上に多めに相続し、不公平が生じた部分について、他の相続人に金銭を引き渡す方法です。この方法によって遺産分割を行うには、代償金を支払う相続人によっては多額の金銭がなければなりません。

(坂本憲彦)

Q ふるさと納税とは？

1. ふるさと納税誕生の背景

多くの人が、地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っています。その結果、都会の自治体は税収を得ますが、自分が生まれ育った故郷の自治体には税収が入りません。そこで、「今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」、そんな問題提起から始まり、数多くの議論や検討を経て生まれたのがふるさと納税制度です。



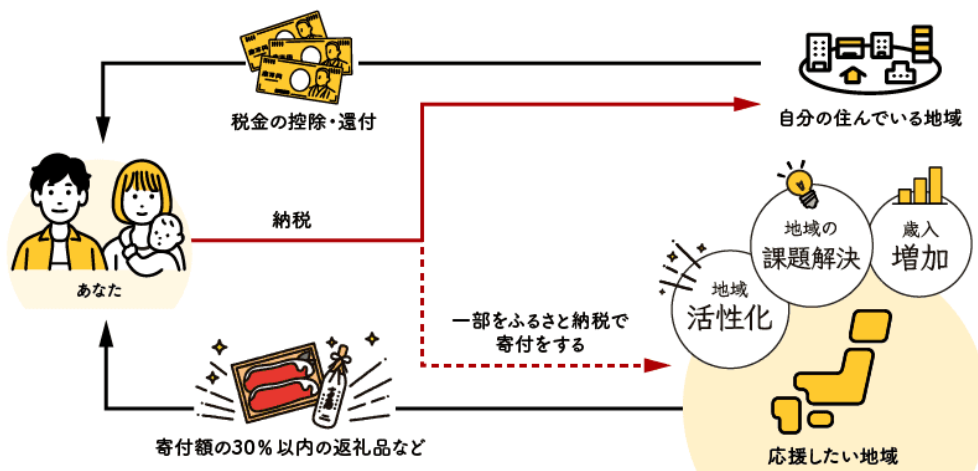
2. ふるさと納税とは？

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限があります。）。例えば、年収700万円の給与所得者の方で扶養家族が配偶者のみの場合、30,000円のふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分である28,000円（30,000円－2,000円）が所得税と住民税から控除されます。

Q ふるさと納税をすることで、税金は安くなるの？

ふるさと納税をしても、実質、税金は安くなりません。

ふるさと納税を行うことで、通常、自分の住んでいる地域に納付する税金を他の地域に納めることになり、実質の納税額には、増減はありません。ただし、寄附する自治体や、寄附する用途を選択できたり、寄附金額の3割以内に相当する返礼品を受け取れるメリットがあります。



ふるさと納税をやりすぎると、自分の住んでいる地域への実質の納税額がなくなってしまいます。普段、お世話になっている地域に「実質の納税がない。」ということにならないように節度を持って、ふるさと納税を有効することが大切です。

(橋本健治)

令和3年分 所得税の確定申告

■スマホ申告

・スマホ申告の対象範囲の拡大

令和3年分確定申告から、上場株式等の譲渡所得や配当所得の申告に使う「特定口座年間取引報告書」などがスマホ申告に対応しています。

スマホ申告の対象範囲 (NEW は令和3年分確定申告(令和4年1月～)から対応予定)	
【対象所得】	【各種控除等】
➢ 給与所得	➢ すべての所得控除
➢ 雑所得	➢ 政党等寄附金特別控除
➢ 一時所得	➢ 災害減免額
➢ 特定口座年間取引報告書 NEW (上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)	➢ 外国税額控除 NEW
➢ 上場株式等の譲渡損失額(前年繰越分) NEW	➢ 予定納税額
	➢ 本年分で差し引く繰越損失額

・給与所得の源泉徴収票 スマホ撮影・自動入力

令和3年分確定申告から、スマホのカメラで「給与所得の源泉徴収票」を撮影することで、その記載内容を直接入力しなくても、確定申告書等作成コーナーの該当項目に自動入力することができます。



■確定申告特集



国税庁のホームページに「令和3年分確定申告特集」が設けられています。確定申告書の作成・提出の方法や納税の方法など、確定申告に関する情報や動画が紹介されています。

Q&Aや、スマートフォンでの申告などの情報も掲載されています。また「税務相談チャットボット」が公開されており、質問を入力すると自動回答されます。ご活用ください。

(北原隆幸)

代表コラム

～原点回帰～

橋本 健治

柳澤会計グループは、R3.9.1から当期の事業年度が始まっています。早いもので、5ヶ月が終わりました。毎年、5年後・10年後のビジョンを目指して、単年度の経営方針を決めてみんなで取り組んでいます。当期の経営方針は、「原点回帰」です。「原点回帰」とは、「基本に立ちかえること。初心に立ち戻ること。」といった意味があります。柳澤会計グループでは、次の2点の原点回帰をテーマとしています。まず一つ目は、「柳澤会計としての原点回帰」。柳澤会計グループの役割を再認識した上で、いままで取り組んできたこと、現在進行形のものを棚卸して、それぞれを磨き上げる。二つ目に「人としての原点回帰」。「挨拶をしましょう、人に思いやりをもって接しましょう、人のために行動しましょう」といった内容です。当たり前のことですが、とても重要なことだと考えています。お客様に対しては、もちろんですが、身近な家族や同僚、友人に対してできないことが、お客様に対して行えるわけがありません。まずは、身近なところからやろうと取り組んでいます。

2022年の松本山雅のスローガンは、偶然にも「原点回帰」。(「帰」が「起」ですが・・・)松本山雅の一年でのJ2復帰を応援しつつ、グループ全体で取り組んでいきます。

今後も柳澤会計グループをよろしくお願い致します。

